

長介第1229号

令和3年3月26日

居宅介護支援事業所 管理者 様

長岡市福祉保健部介護保険課長

指定居宅介護支援の事業に係る運営基準減算について（通知）

事業所におかれましては、各種基準・通知・長岡市条例等に従い、適切に事業の運営をしていただいているところですが、この度の令和3年度介護保険制度改正において、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して説明する事項の変更があり、これに違反した場合は運営基準減算が適応されることとなります。

つきましては、下記のとおり運営基準減算となる事由の概要を示しますので、令和3年度以降の対応の準備等を行ってください。

記

1 運営基準減算となる事由（令和3年度介護保険制度改正対応）

別紙のとおり

2 参考資料

(1) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和3年厚生労働省告示第73号）

(2) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年老企第36号）の一部改正

(3) 指定居宅居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年老企第22号）の一部改正

※各資料は容量が大きいので、厚生労働省HPより御確認ください。

URL… https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00034.html

3 その他

本通知は現時点での情報を基にしたものであり、今後の国の解釈通知やQ&Aによって解釈が変わる可能性がありますので御承知置きください。

なお、長岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成30年公告第211号）は、国の基準に従い改正予定です。

担 当：福祉保健部介護保険課
介護事業推進係 今井
電 話：0258-39-2245（直通）
E-mail：kaigo@city.nagaoka.lg.jp

運営基準減算となる事由（令和3年度制度改正対応）

No.	状況	適用条項
1	<p>サービス提供の開始に伴い、以下について利用者に対し文書を交付した上で説明及び同意を得ていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること ・利用者はケアプラン原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること ・前6月間に当該居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護（以下、訪問介護等）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合（令和3年度改正 次ページ解釈） ・前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合（令和3年度改正 次ページ解釈） 	<p>条例第7条 第2項</p>
2	<p>利用者の居宅を訪問し、アセスメントを行っていない。</p>	<p>条例第16条 第7号</p>
3	<p>サービス担当者会議を開催していない。</p>	<p>条例第16条 第9号</p>
4	<p>ケアプランの原案の内容について説明し、文書による利用者の同意を得ていない。</p>	<p>条例第16条 第10号</p>
5	<p>作成したケアプランについて、利用者及び担当者に交付していない。</p>	<p>条例第16条 第11号</p>
6	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月1回以上、利用者の居宅を訪問して行うモニタリングを実施していない ・モニタリングの結果に係る記録がない。 	<p>条例第16条 第15号</p>

※1 運営基準減算が認められた場合、当該月は所定単位数の100分の50に相当する単位数を算定します。また、運営基準減算が2月以上継続している場合は、所定単位数は算定できません。

※2 運営基準減算が適用された場合、初回加算及び特定事業所加算は算定できません。

○No.1 利用者に説明すべき事項について（令和3年度改正で追加された事項についての解釈）

* 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年老企第22号）抜粋編集

基準第1条の2の基本方針に基づき、指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならないこと等を踏まえ、

- ①前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下、「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合
- ②前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合（上位3位まで）

等につき十分説明を行わなければならない。

※特定事業所集中減算の要件とは異なる模様のため注意

- ・集中減算…訪問介護等がそれぞれ位置付けられたプランの数のうち、同一の事業者が提供している割合

例) 訪問介護が位置付けられたケアプランの数のうち、位置付けられた訪問介護の事業者である社会福祉法人A、B、Cそれぞれが提供したものの割合

- ・本件①…作成されたケアプランの総数のうち、訪問介護等が位置付けられたプランの数の割合

例) 居宅介護支援事業所で作成されたケアプランの総数のうち、訪問介護が位置付けられているプランの数の割合

- ・本件②…ケアプランに位置付けられたサービスごとの提供回数のうち（同一事業所が複数回提供しても、カウントは1回）、同一の事業者が提供している割合

例) ケアプランに位置付けられた訪問介護の回数のうち、位置付けられた訪問介護の事業者である社会福祉法人A、B、Cそれぞれが提供したものの割合（上位3社まで）

なお、この内容を利用者又はその家族に説明を行うに当たっては、理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用者から署名を得なければならない。また、前6月間については、毎年度2回、次の期間における当該事業所において作成された居宅サービス計画を対象とする。

- | | | |
|------------------|---|--------------|
| ① 前期（3月1日から8月末日） | } | 集中減算の判定期間と同一 |
| ② 後期（9月1日から2月末日） | | |

なお、説明については、指定居宅介護支援の提供の開始に際し行うものとするが、その際に用いる当該割合等については、直近の①もしくは②の期間のものとする。

※上記はあくまで現時点で開示されている情報を基にしたものです。

今後、国からの解釈通知やQ&Aによって解釈が変わる可能性があるため、御承知置きください。

また、部分的に加工しているため、原本は厚生労働省HP等から御確認ください。

○利用者への具体的な説明方法 等

利用者に対する具体的な説明方法や時期等について、国からQ&Aが発出されました。

介護保険最新情報V o 1. 952 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (V o 1. 3) P.69～

(URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000760502.pdf>)

上記Q&Aを参考に、重要事項説明書などの改定準備を行ってください。

※市ホームページに掲載中の参考資料については、今後修正を検討しています。